

## 坂出市本庁舎広告付きデジタルサイネージ設置事業 募集要項

### 1. 事業内容

#### (1) 事業名

坂出市本庁舎広告付きデジタルサイネージ設置事業

#### (2) 事業概要

令和2(2020)年5月より供用が開始される坂出市の新本庁舎内において、来庁者に向けた情報発信および窓口業務におけるサービス向上のため、情報発信板および窓口受付システムを設置します。また、同時に広告を掲載できる設備を設置し、事業者が広告主を募集し広告料収入を得ることで、上記機器の設置、維持管理費用を負担する、官民協働による広告付きのデジタルサイネージの設置事業です。

※事業の実施にあたっては、坂出市と実施事業者とで協定書を取り交わすこととします。

#### (3) 事業期間

令和2(2020)年5月7日から令和7(2025)年3月31日まで

※設置期間も同期間としますが、建設工事の進捗状況により前後する可能性があります。

#### (4) 対象施設

坂出市室町二丁目3番5号 坂出市本庁舎

(鉄筋コンクリート造4階建、免震構造、延床面積6133.30㎡)

※現在は建設中であり、令和2(2020)年4月1日に引き渡し予定です。

※引き渡し後も令和2(2020)年10月1日(予定)までは旧庁舎解体工事、外構工事のため正面玄関が利用できません。(本事業実施に伴う機器搬入等に使用することは可能です。)

※施設の使用については、地方自治法第238条の4第7項に規定された、行政財産の目的外使用によるものとし、使用のための手続きについては、坂出市公有財産管理規則第11条第1項に基づき行っていただく必要があります。

(5) 設置場所および設備

	場 所	設 備
1	1階市民ロビー	広告付き情報発信板
2	1階市民課窓口	広告付き窓口受付システム

※どちらの場所も二重床（OAフロア）です。

※各設備の仕様については、別紙仕様書のとおりとします。

2. 費用負担

(1) 設置および維持管理費

設備に係る電気代、保険料等含め、全て事業者の負担とします。

(2) 広告料

設備に掲載される広告の広告料については、全て事業者の収入とします。

(3) 使用料

事業者は坂出市行政財産目的外使用料条例に基づき、目的外使用料を納付するものとします。

3. 募集方法

(1) 募集形態

公募型プロポーザル形式とします。下記はそのスケジュールです。

公募開始（募集要項、仕様書告示）	令和元年10月21日
質問の受付	令和元年10月21日～10月29日
質問への回答	令和元年11月1日
参加申込書の受付	令和元年11月1日～11月22日
審査	令和元年11月25日～11月29日
結果発表、通知	令和元年12月4日

(2) 質問等

募集要項ならびに仕様についての質問がある場合は、別紙の質問書（様式1）をFAXでご提出ください。質問の受付期間は令和元（2019）年10月21日から10月29日（金）までです。質問への回答は11月1日（金）に坂出市

ホームページへの掲載により行います。

(3) 参加申込書受付期間

令和元（2019）年 11 月 1 日（金）から 11 月 22 日（金）まで

(4) 応募資格

以下に該当する方は公募型プロポーザルへの参加ができません。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当する者
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められた者で、その事実があった後 2 年を経過していない者
- ・ 国税および地方税を滞納していないこと
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団および別表に該当する者
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役職員または構成員
- ・ 過去 5 年間に国または他の地方公共団体において、**同様の事業の実績がない者**

(5) 提出書類（各 1 部）

- ① 公募型プロポーザル参加申込書（様式 2）
- ② 誓約書（様式 3）
- ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ④ 納税証明書（申請直前の 3 か月以内に発行されたものに限る）
  - ・ 坂出市税の完納証明書（坂出市内に営業所を有する者のみ）
  - ・ 香川県税の完納証明書（香川県内に営業所を有する者のみ）
  - ・ 法人税，消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書
- ⑤ 代表者印鑑証明書
- ⑥ 会社概要および事業実績報告書（様式 4）
- ⑦ 企画書 ※書式自由。最低限必要な内容は下記のとおり
  - ・ 設備の規格，構造，消費電力およびデザイン等
  - ・ 機器の設置方法，操作方法
  - ・ 事業の運営体制，広告主の募集方法および審査方法
  - ・ 維持管理の頻度および緊急時における対応体制

(6) 提出方法

上記(3)の期間内に(4)の書類を持参もしくは郵送(期間内必着)

(7) 提出先

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号 坂出市総務課管財係  
TEL : 0877 - 44 - 5002 FAX : 0877 - 46 - 4056

(8) 選定方法

事業者の選定に関しては、提出書類の審査を行い、特に実績および企画内容を総合的に評価したうえで決定します。※今回は書類のみでの審査となります。

選定結果については、令和元(2019)年12月4日(水)までに全ての参加者に対し、書面により通知を行うとともに、坂出市ホームページへの掲載により公表します。

#### 4. その他

(1) 広告内容

広告の掲載内容に関しては、坂出市広告掲載要綱に定めるところに従うものとしします。

(2) 詳細事項

この募集要項および仕様書に明記がない細部事項については、本市の指示に従うものとしします。

(3) 協議事項

業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、市と事業者とが協議のうえこれを解決するものとしします。